

長野県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（屋外広告物禁止地域）

第4条 条例第4条第1項第2号の規則で定める地域は、別表第1のとおりとする。

2 条例第4条第1項第3号の規則で定める地域は、別表第2のとおりとする。

（屋外広告物許可地域）

第9条 条例第8条第1項第1号の規則で定める地域は、別表第3のとおりとする。

2 条例第8条第1項第2号の規則で定める地域又は場所は、別表第4のとおりとする。

3 条例第8条第2項の規則で定める基準は、別表第5のとおりとする。

4 条例第8条第4項第2号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）自己用広告物については、表示面積の合計15平方メートル以下のもの

（2）第6条第2号から第4号までに掲げるもの

（別表第2）（第4条関係）

屋外広告物禁止地域

種類及び名称	区間	範囲
高速自動車国道中央自動車道西宮線	県道諏訪辰野線と立体交差する地点から県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線と立体交差する地点まで	両側各500メートル以内
一般国道361号	一般国道19号との交差点（木曾郡木曾町日義535番地1地先）から上伊那郡南箕輪村道沢尻南8号線との交差点まで	両側各100メートル以内

（別表第3）（第9条関係）

屋外広告物許可地域

種類及び名称	区間	範囲
高速自動車国道中央自動車道西宮線	県道諏訪辰野線と立体交差する地点から県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線と立体交差する地点まで	両側各1,000メートル以内